

# 「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律 の適用に関する若干問題の 執行意見」を貫徹する通知

2006年7月18日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.jsinvest.gov.cn/item.jsp?Code=02000601>

江蘇省工商行政管理局  
江蘇省對外貿易經濟合作庁 文書  
中華人民共和國南京税関  
国家外貨管理局江蘇省支局

蘇工商外[2006]188号

国家四部委による「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の  
執行意見」を貫徹する通知

江蘇省各直屬工商局、省各直轄市外經貿局、外貨局江蘇省各市中心支局、南京市各県支局、南京関区各税関、各外資単列市(県)外經貿局、開發区管委會、蘇州工業園区管委會、張家港保稅区管委會：

新たに改正された「会社法」(訳注:「中華人民共和國会社法」)及び「会社登記管理条例」(訳注:「中華人民共和國会社登記管理条例」)は2006年1月1日より正式に施行された。法律を正確に適用し、規範化し、民衆を便利にさせ、効率高く外資審査・批准と登記管理手続きを展開するために、国家工商総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局は最近連名で「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の執行意見」(以下、「執行意見」と称す)を発行した。ここに「執行意見」を転送し、我が省の業務実態と結びつけ、「執行意見」に関する業務の貫徹に関し、下記の各項を通知する：

- 一、 中外合資、中外合作有限公司の中国側投資主体は、公司、企業(共同経営と個人独資企業を含む)以外に、事業單位法人、社団法人及び民間非企業單位を含む。
- 二、 中外合資、中外合作有限公司は監事会または一人か二人の監事を設けなくてはならない。その設置方法は、公司在「会社法」に基づき定款で規定する；外商独資有限公司のなかで、外商合資(注:外資企業の投資者が二つ以上の合併)の場合、株主会を設けなければならない；外商合資、外商独資の場合、取締役会または執行取締役を設け、且つ監事会または一人か二人の監事を設けなくてはならない。その関連する内容は「会社法」に基づき定款で規定しなければならない。

2006年1月1日より登記した会社の組織機構は上述の規定に合わない場合、2006年12月31日までに上述の規定に基づき規範化しなければならない。

2005年12月31日前に登記した会社の組織機構は上述の規定に合わない場合、規範化することを誘導するが、規範化を強制しない。

- 三、 外商投資の公司及び分公司の設立・変更を申請する期限の開始期日は、批准證明書を受け取った日から計算する；批准證明書が発行されない場合、批准文書を受け取った日から計算する。期限を超えた後申請する場合、申請者は審査・批准部門に報告し、批准文書の効力を確認するか或いは改めて批准を申請しなければならない。

- 四、 外国投資者主体資格証明或いは身分証明の公証を行う主体はその所在する国家（地区）の公証機関及び弁護士事務所である。投資者の所在する国家（地区）が我が国と外交関係をもたない場合、我が国の大使館（或いは領事館）の発行する認証文書を提出する必要がない。

外商投資を申請する会社は審査・批准及び登記機関に外国投資者主体資格公証と認証原本を提出しなければならない。公証認証の原本が一つしかない場合、その原本を審査・批准機関に提出し、審査・批准機関が「原本と一致している」と確認した写しを登記機関に提出しなければならない。

外国自然人が江蘇省に投資する際に、パスポートの原本を提出した後、公証と認証を行う必要がない。香港、マカオ特別行政区の自然人が江蘇省に投資する際に、身分証明書及び「香港マカオ住民来往内地通行证」の原本を提出した後、公証を行う必要がない。台湾地区の自然人が江蘇省に投資する際に、台湾同胞証の原本を提出した後、公証を行う必要がない。華僑は江蘇省に投資する際に、パスポート及び定住国の居留証明書の原本を提出した後、公証と認証を行う必要がない。

- 五、 外商投資の会社が登録資本金を増資する際に、出資方式のなかで、貨幣での出資比率は一般的に30%を下回ってはならない。成立した時に貨幣での出資比率が30%を下回った場合、増資する部分の貨幣での出資比率が30%に達していればよい；設立する際に貨幣での出資比率が30%を超えている場合、増資後、総登録資本金のなかで貨幣での出資比率が30%を超えればよい。

- 六、 新たに改正された「会社登録資本金登記管理規定」では验资証明書の有効期限に関する規定がないため、外商投資の会社の验资証明は今後登録有効期限を設けない。

財政部と国家工商総局による「一層企業の验资を規範化することに関する通知」の規定に基づき、株主以外の株権譲渡（株主の間の持株比率調整を含む）は改めて验资する必要がない。引き受け登録資本金を納めていない者が減資する際は、改めて验资する必要がない。

- 七、 工商行政管理機関が「執行意見」第十三条第二項の規定に基づき行う変更事項で、定款の修正に至る場合、変更登記を行う際に一つ上の上級機関に警告を行い、同時に会社の定款変更の審査・批准手続きを督促し、且つ批准の日からの30日以内に工商機関に定款の備案（登録）手続きを督促しなければならない。会社が規定とおりに備案の手続きを行っていない場合、工商機関は「会社登記管理条例」第七十三条第二項の規定に基づき処理できる。

外商投資の会社が「執行意見」第十三条第二項の規定に基づき登記事項の変更を申請する際に、定款を既に修正し、且つ批准を得た場合、定款変更の備案を一括して申請することができる。工商行政管理機関は関連する変更登記及び備案の手続きを合わせて行うことができる。

- 八、 外商投資商業企業は江蘇省内に分公司（店舗を含まず）を設立する際に、審査・批

准機関の批准を得る必要がなく、直接工商機関に設立登記を申請することができる。

- 九、 外商投資の会社の清算（特別清算を含む）は「会社法」に基づき行う。「会社法」で規定がない場合、「外商投資企業清算弁法」に基づき行うことができる。清算組（清算委員会）が債権者に通知する公告は、新聞に一回掲載し、且つ公告期限が45日以内でよい。

2005年12月31日以前に登録した会社が清算を申請する際に、その定款に基づき行う。会社の元の定款であいまいに規定されているときは国家规定に基づき清算を行い、2006年1月1日以降行われる清算は「会社法」に基づかなければならない。

- 十、 外商投資の会社定款を制定する際に、関連する外商投資企業の法律、「会社法」、「会社登記管理条例」及びその他の外商投資企業の行政法規、国务院決定の規定に合致しなければならない。2005年12月31日以前に登録した外商投資の会社が、2006年1月1日以降に定款を修正する際に、新しい定款は現行する法律と行政法規の規定に合致しなければならない。但し、会社が定款の一部の条項を修正し、定款の部分修正案しか提出していない場合、会社は定款のすべての条項を規範化する必要はない。

以上の通知に基づき、執行してください。執行する際に問題が出た時は、速やかにそれぞれの上級機関に報告してください。

添付文書：「外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の執行意見」（工商外企字[2006]81号）

江蘇省工商行政管理局

江蘇省對外貿易經濟合作庁

中華人民共和國南京税関

国家外貨管理局江蘇省分局

二〇〇六年六月五日